<設備等の要件について>(R6.4.1-部改正要綱版)

○住宅用太陽光発電システム

(補助交付設備等ではないが、「スマートハウス基本額」申請の必須設備)

- ●太陽電池を用いて太陽光を電気に変換するシステム
- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上であること。
- ・住宅(又は隣接地)に設置されること。
- ・ 電気事業者の配電線と連系すること。
- 住宅に電力を供給するもので、自家消費を前提としていること。
- ・新品/中古品、購入品/賃貸借契約品/リース品等の形態は問わない。



○家庭用蓄電システム

(「スマートハウス基本額」に関する補助交付設備等)

- ●定置用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置からなるシステム
- 住宅用太陽光発電システムに併設し、住宅に設置されること。
- ・蓄電容量が1kWh以上であること。
- ・国が補助事業を委託した団体が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における脱炭素化促進事業における蓄電システム登録済み 製品一覧」に記載されているものであること。
- 住宅に設置する時点で未使用であり、賃貸借契約等による設置でないこと。

〇電気自動車等充給電設備(V2H)

(「スマートハウス基本額」に関する補助交付設備等)

- ●電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)の充電、 及び、当該電気自動車等から住宅に電力の供給を行うシステム
- 住宅用太陽光発電システムに併設し、住宅に設置されること。
- 住宅に設置する時点で未使用であり、賃貸借契約等による設置でないこと。
- 「特定のリストに記載されている」等の要件はない。



(「スマートハウス基本額」に関する補助交付設備等)

- ●専用モニター、パソコン、タブレット、スマートフォン等により、住宅の 電気消費量等を表示できるシステム
- ・住宅全体の電気消費量を、1時間間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上、データを記録・保存できること。







OZEH化(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化)

(「スマートハウス加算額」に関する補助交付設備等)

- ●住宅の年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロ以下である住宅 (『ZEH』)の新築若しくは購入、又は既存住宅を『ZEH』へ改修すること。
- 住宅に、住宅用太陽光発電システム、HEMS、及び蓄電設備(家庭用蓄電システム、又は電気自動車等充給電設備)が設置されていること。
- ・以下の①、又は②の要件を満たすこと。
 - ① 国が補助事業を委託した団体の実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業」(環境省)、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業」(経済産業省)、又は「LCCM住宅整備推進事業」(国土交通省)の補助対象であること。
 - ② BELS等の第三者評価によりZEHの評価・認証を受け、『ZEH』以上の要件を 満たすことが証明できること。
- ・以下の要件を全て満たすこと。
 - ・強化外皮基準において定める外皮平均熱貫流率(UA値)がO. 6W/m2・K以下であること。
 - 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が20パーセント以上であること。
 - ・再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量 からの削減率が100パーセント以上であること。
- ・再生可能エネルギーを含めたZEHの分類の判断をしていない、「子育てエコホーム 支援事業」(国土交通省)、「建設住宅性能評価書」等のみでの申請は受付 できない。(当該補助制度担当課でZEHの判断ができないため。)
- その他の書類等で、『ZEH』以上の要件を満たすことが判断できるものがあれば、 適宜要件として追加する場合がある。

○断熱リフォーム

(「断熱リフォーム」に関する補助交付設備等)

- ●高機能建材による住宅の断熱リフォームを行うこと。
- ・国が補助事業を委託した団体の実施する「既存住宅における断熱リフォーム支援 事業」(環境省)、「次世代省エネ建材の実証支援事業」(経済産業省)、又は 「先進的窓リノベ事業」(環境省)の補助対象であること。
- 「窓のみ」を改修する場合と、窓だけでなく「壁・床・天井等」も改修した場合とで 補助金の額が異なる。



<補助金交付額の算定例>

 例① 新設[太陽光][蓄電池][HEMS]
 : 6万円

 例② 新設[太陽光][蓄電池][HEMS][ZEH]
 : 21万円

 例③ 既設[太陽光][HEMS] + 新設[蓄電池]
 : 6万円

 例④ 既設[太陽光][蓄電池] + 新設[HEMS]
 : 2万円

 例⑤ 既設[太陽光][HEMS] + 新設[蓄電池][V2H]
 : 6万円

- •[スマートハウス基本額]は、「6万円、又は2万円」となる。
- [蓄電池]、[V2H]を複数台設置した場合でも、[スマートハウス基本額]の補助額は 「6万円」で変わらない。

例⑥)新設[太陽光][HEMS] : 補助対象外 (例⑦) 新設[太陽光][HEMS][ZEH] : 補助対象外

- 「蓄電池]又は「V2H]の設置がないと「スマートハウス基本額]の対象外となる。
- [スマートハウス加算額]は、[スマートハウス基本額]に加算される補助額のため、 「蓄電池]又は[V2H]を設置しない場合、「スマートハウス加算額]の対象外となる。

例⑧)新設[太陽光][蓄電池]: 6万円(大半)例⑨)新設[太陽光][V2H]: 6万円(大半)例⑩)既設[太陽光]+新設[蓄電池]: 6万円(大半)例⑪)既設[太陽光]+新設[V2H]: 6万円(大半)

- [HEMS]は「住宅全体の電気量を一定能力以上で測定・記録できるもの」と 高松市では定義しているため、新設/既存の太陽光/蓄電池/V2Hのエネルギー モニター等で条件を満たす場合がある。
- ・例8~⑪に該当する場合、[スマートハウス基本額]に該当する可能性が非常に高いため、一度、補助金担当課(ゼロカーボンシティ推進課(839-2393))まで御相談ください。